

諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など		
・1990年	フィンランド	いわゆる炭素税(Additional duty)導入
・1991年	スウェーデン	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	ノルウェー	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)		
・1992年	デンマーク	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	オランダ	一般燃料税(General fuel tax)導入
・1993年	イギリス	炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(～1999年)
・1996年	オランダ	規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入
1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】		
・1999年	ドイツ	鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(～2003年)、電気税(Electricity tax)導入
	イタリア	鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加)
・2001年	イギリス	気候変動税(Climate change levy)導入
	ドイツ	再生可能エネルギー法による固定価格買取制度(FIT)開始
<参考>2003年10月「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】 :各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定		
・2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組
・2005年	EU	EU域内排出量取引制度(EU-ETS)開始
・2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加)
・2007年	フランス	石炭税(Coal tax)導入
・2008年	スイス	二酸化炭素税(CO2 levy)導入
・2010年	フランス	炭素税(Carbon tax)導入(予定)

日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較

(2009年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 〔揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879〕	13,034 (円) 〔軽油引取税 : 12,255 石油石炭税 : 779〕	753 (円) 〔石油石炭税 : 753〕	291 (円) 〔石油石炭税 : 291〕	400 (円) 〔石油石炭税 : 400〕
イギリス	38,681 (円) 〔炭化水素油税 : 38,681〕	34,286 (円) 〔炭化水素油税 : 34,286〕	6,116 (円) 〔炭化水素油税 : 6,116〕	881 (円) 〔気候変動税 : 881〕	1,481 (円) 〔気候変動税 : 1,481〕
ドイツ	39,424 (円) 〔エネルギー税 : 39,424〕	25,115 (円) 〔エネルギー税 : 25,115〕	1,267 (円) 〔エネルギー税 : 1,267〕	510 (円) 〔エネルギー税 : 510〕	1,677 (円) 〔エネルギー税 : 1,677〕
フランス	36,557 (円) 〔石油産品内国消費税 : 36,557〕	22,873 (円) 〔石油産品内国消費税 : 22,873〕	859 (円) 〔石油産品内国消費税 : 859〕	510 (円) 〔石炭税 : 510〕	907 (円) 〔天然ガス消費税 : 907〕
オランダ	42,206 (円) 〔鉱油税 : 42,206〕	22,622 (円) 〔鉱油税 : 22,622〕	21,867 (円) 〔鉱油税 : 21,867〕	765 (円) 〔石炭税 : 765〕	10,600~537 (円) 〔エネルギー税〕
フィンランド	37,768 (円) 液体燃料税 〔基本税 : 34,479 付加税 : 2,879 戦略備蓄料 : 410〕	19,435 (円) 液体燃料税 〔基本税 : 16,375 付加税 : 2,872 戦略備蓄料 : 187〕	3,112 (円) 液体燃料税 〔基本税 : - 付加税 : 2,982 戦略備蓄料 : 130〕	2,595 (円) 電気・特定燃料税 〔基本税 : - 付加税 : 2,526 戦略備蓄料 : 68〕	1,277 (円) 電気・特定燃料税 〔基本税 : - 付加税 : 1,221 戦略備蓄料 : 56〕
デンマーク	33,246 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 31,435 CO2税 : 1,811〕	22,096 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 20,326 CO2税 : 1,770〕	15,103 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 13,277 CO2税 : 1,826〕	13,219 (円) 〔石炭税 : 11,492 CO2税 : 1,727〕	20,868 (円) 〔天然ガス税 : 19,049 CO2税 : 1,819〕
EU最低税率	21,625 (円)	16,124 (円)	697 (円)	232 (円)	412 (円)

(注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、及び天然ガスについては事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、及び天然ガスに対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、及び天然ガスは事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガスは事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、及び軽油は無硫黄の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,854円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、及び天然ガスは非動力用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約1,689円に設定されており、表中で網掛けしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、及び天然ガスは加熱・事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxation in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)、及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。

(備考2) 為替レート: 1ポンド=約165.72円、1ユーロ=約139.85円、1デンマーク・クローネ=約18.77円(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

(2009年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.04〕	34.14 (円/ℓ) 〔軽油引取税 : 32.10 石油石炭税 : 2.04〕	2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕	0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕	1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕	0.375 (円/kWh) 〔電源開発促進税 : 0.375〕
イギリス	89.80 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 89.80〕	89.80 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 89.80〕	16.57 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 16.57〕	2.12 (円/kg) 〔気候変動税 : 2.12〕	4.61 (円/kg) 〔気候変動税 : 4.61〕	0.779 (円/kWh) 〔気候変動税 : 0.779〕
ドイツ	91.53 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 91.53〕	65.78 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 65.78〕	3.43 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 3.43〕	1.23 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.23〕	5.38 (円/kg) 〔エネルギー税 : 5.38〕	1.720 (円/kWh) 〔電気税 : 1.720〕
フランス	84.87 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 84.87〕	59.91 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 59.91〕	2.33 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 2.33〕	1.23 (円/kg) 〔石炭税 : 1.23〕	2.91 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 2.91〕	— 〔地方電気税 : 従価税 ^(注5) 〕
オランダ	97.99 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 97.99〕	59.25 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 59.25〕	59.25 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 59.25〕	1.84 (円/kg) 〔石炭税 : 1.84〕	33.99~1.72 (円/kg) 〔エネルギー税〕	15.173~0.070 (円/kWh) 〔エネルギー税〕
フィンランド	87.68 (円/ℓ) 液体燃料税 〔—基本税 : 80.05 —付加税 : 6.68 —戦略備蓄料 : 0.95〕	50.90 (円/ℓ) 液体燃料税 〔—基本税 : 42.89 —付加税 : 7.52 —戦略備蓄料 : 0.49〕	8.43 (円/ℓ) 液体燃料税 〔—基本税 : — —付加税 : 8.08 —戦略備蓄料 : 0.35〕	6.25 (円/kg) 電気・特定燃料税 〔—基本税 : — —付加税 : 6.09 —戦略備蓄料 : 0.17〕	4.10 (円/kg) 電気・特定燃料税 〔—基本税 : — —付加税 : 3.92 —戦略備蓄料 : 0.18〕	0.326 (円/kWh) 電気・特定燃料税 〔—基本税 : — —付加税 : 0.308 —戦略備蓄料 : 0.018〕
デンマーク	77.19 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 72.98 CO2税 : 4.20〕	57.87 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 53.24 CO2税 : 4.64〕	40.92 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 35.97 CO2税 : 4.95〕	31.85 (円/kg) 〔石炭税 : 27.69 CO2税 : 4.16〕	66.92 (円/kg) 〔天然ガス税 : 61.09 CO2税 : 5.83〕	12.667 (円/kWh) 〔電気税 : 11.016 CO2税 : 1.651〕
EU最低税率	50.20 (円/ℓ)	42.23 (円/ℓ)	1.89 (円/ℓ)	0.56 (円/kg)	1.32 (円/kg)	0.070 (円/kWh)

(注1) 使途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス、及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、天然ガス、電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、天然ガスは事業用、及び電気は事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。電気に対しては地方電気税があり、課税標準は契約電力によって異なる(税抜電気料金の0~80%)。税率は市で最大8%、県で最大4%である。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガス・電気は事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、軽油は無硫黄、電気は鉱業・工業・温室用の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,854円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けをしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、天然ガスは非動力用、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約1,689円に設定されており、表中では網掛けをしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m3)、及び石炭・天然ガスについては環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量に関する省令」による係数26.6(GJ/トン)・40.9(MJ/m3)を用いて単位を揃えている。

(備考2) 為替レート: 1ポンド=約165.72円、1ユーロ=約139.85円、1デンマーク・クローネ=約18.77円(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg)